

仙台市立大沢中学校いじめ防止等対策委員会設置要項

平成30年4月2日校長決裁

1 目 的

本校における生徒のいじめ防止等の対策のため、仙台市立大沢中学校いじめ防止等対策委員会（以下、「対策委員会」という。）を設置する。

対策委員会で協議された内容については、職員会議等で全職員に周知し、全員でいじめ未然防止努めるとともに事後の処理、対応にあたる。

2 構 成

対策委員会は、次のメンバーにより構成する。

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，いじめ対策担当教諭，教育相談担当教諭，不登校支援コーディネーター，特別支援教育コーディネーター，学年主任，養護教諭，及びスクールカウンセラーなど

※上記の職員を基本するが、必要に応じて校長がメンバーを追加する。

※取組の計画策定や案件によっては、校長の判断により学校評議員や父母教師会役員等の学校関係者を入れて意見を伺うこととする。

3 開 催

1学期始めと2学期始めには、必ず実施するとともに定期的な生徒指導部会等が開催される場合、同時に実施する。その他、アンケート実施前後等、必要に応じて適宜実施する。

4 活動内容

- (1) いじめの防止に係る取組の計画及び実施に関する事
- (2) 生徒の問題行動等に係る情報の共有に関する事
- (3) いじめが発生した場合における対応に関する事
- (4) その他、校長が必要と認める事項に関する事

※ 法第28条に規定する重大事態が発生した場合のいじめの調査等については、「仙台市立大沢中学校いじめ調査委員会」を設置して行うこととする。